

して、對労働者カテタル實質を完備し、失業保險法改正、健康保險法改正、日傭労働者失業共済施設等の微温的立法に對しても、事毎に反對し、社會立法、労働立法の開拓の分野を抹殺せんとしてゐる。更に、彼等は、一切の自主的労働者の組織に對しては、先づ、御用組合と反動組合を代置して妨害を試み、進んで、既存の組織に分裂擾亂の魔手を伸ばさんとする。日常の労働條件に就いて見るに、安賃銀と二重賃銀制と臨時雇傭制下に酷使し、欺瞞的共済施設を以て一切の自主的共済運動を壓殺してゐる。また、労働組合の行動に對しては、日常の組織運動たるを争議たるに關はらず、合法性を認めず、暴壓に狂奔し、進んで、暴壓諸法案の増補改悪を企てゝゐる。

四

四、非常時闘争の一般方針

かゝる非常時の究明と共に、我國労働組合の陣容と從來の方針を顧みるとき、我等は幾多の批判すべきものを見出す。その根本的なものは、主體的條件の未完成によるが、一面、方針の誤謬に求められる。

即ち、

一、主體的條件に於ては——労働組合戦線の統一の未完成と充實の不充分が挙げられる。我等は、日本労働組合會議の擴大強化と全國労働の發展充實に、一切の對策の基調を置かねばならない。

二、對策及び方針に於ては——從來の公式主義的考へ方の未清算と階級的大衆的労働組合運動の分野開拓の不充實が挙げられる。非常時下に於ては、特に情勢の變動から來る支配階級の急襲に對して屈伸性あり現實對策を以て備へなければならぬ。

三、戦術及び實踐に於ては——從來の稍もすれば實行性に對して過小評價したる如き傾きを清算し効果の直接的、現實性を重要視せねばならない。

我が全國労働は、今日まで、階級的大衆的労働組合の立場に立ち、大衆の日常利害に忠實に敏活に戦ひ、大衆の全生活面に密着するために新分野の開拓に努め、同時に、これらを階級の見透しでなく、既に率先して身を以て清算しつゝあるが、今後、急速に精力的にこの批判の徹底を計らなければならぬ。

五、當面の具體的對策

我等は、現下『非常時』局の諸情勢を究明し、且つ、我等の陣容の諸情勢を考慮して、こゝに左記の當面具體的對策を掲げる。

一、ファッショ粉砕のための闘争

五